



# 島根県報

平成28年3月29日（火）

号外第56号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	（人 事 課）	2
職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	（ ” ）	3
地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部 を改正する規則	（ ” ）	3
地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部 を改正する規則	（ ” ）	3
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則	（ ” ）	4

### 【訓 令】

職員の任免発令式の一部改正	（人 事 課）	4
島根県職員服務規程の一部改正	（ ” ）	5

**公布された条例等のあらまし****◇技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第24号）**

## 1 規則の概要

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備（第2条・別表第1の2関係）

## 2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

**◇職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（規則第25号）**

## 1 規則の概要

主席学芸員の職を新たに設けることとした。（別表関係）

## 2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

**◇地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則（規則第26号）**

## 1 規則の概要

主要な職員に、企業局の本局においては室長を、病院局の本局においては次長を、病院局の病院においては事務局次長を加えることとした。

## 2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

**◇地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則（規則第27号）**

## 1 規則の概要

知事が定める職に、企業局の本局においては室長を、病院局の本局においては次長を、病院局の病院においては事務局次長を加えることとした。

## 2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

**◇女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（規則第28号）**

## 1 規則の概要

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主行動計画を策定することとなる地方公共団体の機関、その長又はその職員を知事、議会の議長、人事委員会、代表監査委員、企業管理者、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会とし、それぞれ規定する職員についての特定事業主行動計画を策定するものとした。

## 2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

**規 則**

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第24号**

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和32年島根県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「は、その」の次に「複雑、」を、「し、その」の次に「分類の基準となるべき」を加え、「級別職務分類表」を「級別基準職務表」に改める。

別表第1の2中「級別職務分類表」を「級別基準職務表」に、

「

職	務
---	---

を

」

「

基 準 職 務
---------

に改める。

」

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

---

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第25号**

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員及び職員の職の設置に関する規則（昭和31年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別表中「専門水産業普及員」を「専門水産業普及員  
主 席 学 芸 員」に改める。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

---

地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第26号**

地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則（昭和35年島根県規則第96号）の一部を次のように改正する。

本則第1号中「課長」の次に「、室長」を加え、本則第3号中「参与」の次に「、次長」を加え、本則第4号中「参事」の次に「、事務局次長」を加える。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

---

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

---

平成28年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第27号**

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（昭和55年島根県規則第48号）の一部を次のように改正する。

本則第1号中「課長」の次に「、室長」を加え、本則第3号中「参与」の次に「、次長」を加え、本則第4号中「参事」の次に「、事務局次長」を加える。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則をここに公布する。

平成28年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第28号**

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

知事	知事が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
人事委員会	人事委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
企業管理者	企業管理者が任命する職員
海区漁業調整委員会	海区漁業調整委員会が任命する職員
内水面漁場管理委員会	内水面漁場管理委員会が任命する職員

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**訓****令****島根県訓令第12号**

本 庁  
地方機関

職員の任免発令式（昭和32年島根県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第3項ただし書中「昇任」の次に「、昇格」を加える。

別表第1のIの4を次のように改める。

4 昇格

(1) 役付職員に昇格させる場合

島根県職員 氏 名

- 〇〇部〇〇課長（〇〇〇長）に補する
- （〇〇部〇〇課〇〇グループリーダー（〇〇〇 〇〇課長）に補する）
- 〇〇職〇級とする
- 〇号給を給する

(2) その他の場合

島根県職員 氏 名

- 〇〇に補する
  - 〇〇職〇級とする
  - 〇号給を給する
  - 〇〇部〇〇課（〇〇〇）勤務を命ずる
- （注） 職名又は勤務所に異動のないときは、それぞれ省略する。

附 則

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

島根県訓令第13号

本 庁  
地方機関

島根県職員服務規程（昭和46年島根県訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第25条の見出しを「（営利企業従事等許可申請）」に改め、同条中「営利企業等の従事」を「営利企業への従事等」に、「営利企業等従事許可申請書」を「営利企業従事等許可申請書」に改める。

様式第10号中「営利企業等従事許可申請書」を「営利企業従事等許可申請書」に、「営利企業等に従事」を「営利企業

への従事等を」に、

従事しよう と する 事 務 等
従事を必要 とする理由

を

従事等をし ようとする 事 務 等
従事等を必要 とする理由

に、「附して」を「付して」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。